

地方税法の改正による平成 28 年度市民税・県民税の主な改正点

◆個人住民税(市民税・県民税)における公的年金からの特別徴収制度の見直し
 年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の2分の1に相当する額とする」こととされます。

▶適用時期 平成 28 年 10 月 1 日以降に実施する特別徴収から適用

※本改正は、仮特別徴収税額(仮徴収額)の算定方法の見直しを行うものであり、年税額の増減が生じるものではありません。

公的年金からの特別徴収税額の計算方法(年金特徴継続者)

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行	前年度分の本徴収額 ÷ 3 (前年度2月と同じ額)			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正	(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		

※公的年金に係る年税額が2年連続で60,000円の場合(前年度2月の税額3,000円の場合)

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行 (平成29年度~)	3,000円	3,000円	3,000円	17,000円	17,000円	17,000円
改正 (平成29年度~)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

※公的年金に係る仮徴収額の算定方法が変更されるのは平成29年度からです。

◆ふるさと寄附金(ふるさと納税)に係る改正

ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除については、基本控除額に加算される特例控除額の上限が個人住民税(市民税・県民税)の所得割額の10パーセントから20パーセントに拡充されます。

▶適用時期 平成27年1月1日以降に支出する「ふるさと寄附金」
 平成28年度以降の個人住民税(市民税・県民税)から適用

	市民税・県民税課税年度	特例控除額の上限
改正前	平成21年度~平成27年度	所得割額の10%
改正後	平成28年度~	所得割額の20%

申告書の作成は 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」で！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

申告と納税は期限内に！

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月15日(火)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

3月31日(木)まで

税務署員を装った者からの
不審な電話などにご注意ください！

▶税務署や国税局では、税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。

▶内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で、いったん電話を切り、税務署にお問い合わせください。

☎ 高梁税務署総務課 ☎ 22-2546
 (音声ガイダンスに従い☎を押してください)

市民税・県民税の申告および所得税の確定申告相談日程表

期間中は、お住まいの地域に限らず、どの会場でも申告相談を受けることができます。税務課や地域局へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。

作成済み申告書の提出のみの場合は、税務課および各地域局、各申告会場ですべて受け付けます。

申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センター、坂本生活改善センター、吹屋分館、中生活改善センターに備えていますのでご利用ください。(申告書の全世帯への配布は行っていません)

月日	会場	相談時間	地域の目安 ※
2月16日(火)	高梁総合文化会館	午前9時~午後7時	高梁市全域 (高梁・有漢・成羽・川上・備中)
2月17日(水)		午前9時~午後4時	松原町、落合町(近似を除く)
2月18日(木)		午前9時~午後4時	津川町、巨瀬町
2月19日(金)	津川総合会館	午前9時~午後4時	津川町、巨瀬町
2月22日(月)	川面地域福祉センター	午前9時~午後7時	川面町、宇治町、松原町
2月23日(火)		午前9時~午後4時	中井町、高倉町(大瀬八長を除く)
2月24日(水)	有漢地域センター	午前9時~午後7時	有漢町上有漢(西組・中組・上大谷・神明・川関上・川関下、金倉・垣上・上組・垣元)、中井町
2月25日(木)		午前9時~午後4時	有漢町有漢(八幡・大塚・茶堂・土居・安元・上横見・下横見・緑丘・畦地・貞守)、巨瀬町
2月26日(金)		午前9時~午後4時	有漢町有漢(信清・大谷・羽場・下市・市場・新市場・中市・古市・上市・鈴岳・城下・元重・山形)、巨瀬町、中井町
2月29日(月)	成羽文化センター	午前9時~午後7時	成羽町成羽・羽山、落合町(近似を除く)
3月1日(火)		午前9時~午後4時	成羽町佐々木・星原・下原・下日名・上日名、宇治町
3月2日(水)		午前9時~午後4時	成羽町羽根・小泉・布寄(田原、阿部山を除く)、長地・相坂・吹屋・中野(中野田原を除く)
3月3日(木)	備中総合センター	午前9時~午後7時	備中町東油野・西油野・西山・田原、成羽地域の田原・阿部山・中野田原・坂本
3月4日(金)		午前9時~午後4時	備中町平川・布瀬・志藤用瀬・布賀・長屋
3月7日(月)	川上総合学習センター	午前9時~午後7時	川上町七地・三沢・領家・臘数・吉木
3月8日(火)		午前9時~午後4時	川上町仁賀・地頭
3月9日(水)		午前9時~午後4時	川上町下大竹・上大竹・高山・高山市・大原
3月10日(木)	高梁総合文化会館	午前9時~午後7時	内山下から段町、松山、落合町近似、高倉町大瀬八長、玉川町
3月11日(金)			高梁地域全域
3月14日(月)		高梁市全域 (高梁、有漢、成羽、川上、備中)	
3月15日(火)		午前9時~午後4時	高梁市全域 (高梁、有漢、成羽、川上、備中)

各会場とも市内全域対象

※地域の目安は混雑対策に設けていますが、限定するものではありません。生活福祉バス等の移動手段や仕事等のご都合でご利用ください。正午前後や午後3時以降に来場されると比較的待ち時間が少なく相談を受けられます。